

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、大町町長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持に係る意見の概要は次のとおりです。

また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

令和3年11月29日

佐賀県知事 山口 祥義

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：スーパーセンタートライアル大町店

所在地：佐賀県杵島郡大町町大字大町字二本松箆22番1 外21筆

2 届出の内容

- ・大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

3 意見の概要

意見なし

4 意見書の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県産業労働部産業政策課

(2) 縦覧期間

令和3年11月29日から

令和3年12月29日まで